

令和8年度（2026年度）「くまもと学校防災月間」実施要項

熊本県教育委員会

1 趣 旨

平成28年熊本地震が発生した4月に児童生徒等を対象に、一連の地震と関連付けた防災教育を行うことは、貴重な経験の風化を防ぐとともに、児童生徒等や保護者、地域住民の防災意識の醸成を図ることにつながる。

また、令和2年7月豪雨や令和6年4月落雷事故の発生を受け、出水期までに風水害等の自然災害に関する防災教育の充実を図る必要がある。

については、第3次学校安全の推進に関する計画に則り毎年4月を「くまもと学校防災月間」と位置付け、各学校の実態に応じた防災教育の取組を推進する。

2 期 間

令和8年（2026年）4月1日（水）から4月30日（木）までの1か月間

3 内 容

（1）体制整備

学校における危機管理に関する組織体制については、想定される危険等を明確にし、特に家庭・地域・関係機関等と連携して確認・整備する必要がある。危機管理体制は、児童生徒等の生命・身体を守るために最も重要な部分であり、教職員等の役割分担や情報収集・伝達方法について全教職員で共通理解を図る。

（2）防災教育

児童・生徒等が危険を予測し、自ら回避できる力を身につける防災教育を推進する。年間計画を作成し、探究型避難訓練や「実践的な防災教育の手引き」等を活用した防災教育を行う。

（3）推進期間

熊本県が推進する「くまもと防災ウィーク（前震、本震が発災した4月14日、16日を含む2週間）」に合わせ、「学校防災推進期間」として設定する。朝の会やSHR等を活用したショートの防災教育の取組を推進する。

※展開例を参照

4 その他の

（1）心のケアの観点からアニバーサリー反応等が起こりやすい時期でもあるため、これらの取組を実施する場合は事前に保護者等と十分な連携を図るとともに、児童生徒等の心身の状態に応じた十分な配慮を行うこと。

（2）学校安全計画及び学校防災年間計画に位置付け、全教職員の共通理解のもと、計画的な取組を行うこと。